

高知県肥料高騰緊急対策事業費補助金

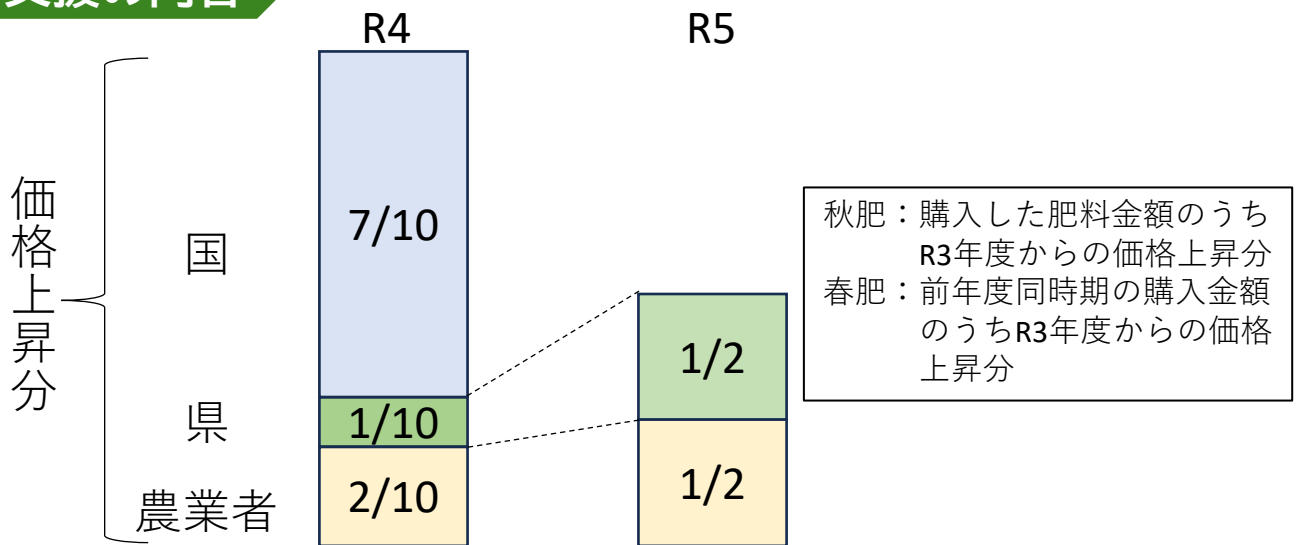
肥料高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減定着を図る事を目的に、農業者を支援する県単独事業が設置されました。



支援の対象となる肥料

- ①令和5年6月から令和5年10月に購入した肥料費(R5の秋肥)
 - ②令和5年11月から令和6年5月に購入が見込まれる肥料費(R6の春肥)
- ※②は令和4年11月から令和5年5月購入分を算出根拠とします

支援の内容



化学肥料低減の取り組みを行った上で高騰前から増加した肥料費について、その**5割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率}^* \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.5$$

* 高知県が定める令和3年からの価格上昇率（春肥は未定）

申請に必要なもの

対象者は「JAの組合員」で「農業経営を行う方」

★必要なもの

●肥料購入数量・金額等の確認できる領収書・購入証明書など(レシート不可) ※JA以外で購入した分のみ

●令和4年11月～令和5年5月の国の事業(春肥)に申請していない農業者は、同時期の肥料購入数量・金額等の確認できる領収書・購入証明書など (レシート不可)

※JA以外での購入者のみ

●取組誓約書 :別紙3へご記入ください。

「取組誓約書」ご記入される際には、**施肥コスト軽減**に向けた取り組みに**2つ以上**取り組むことが必要です。

振込先口座:

- 1 令和4年度に国の支援金へ申請されている方
口座変更があった方のみ、通帳と印鑑【通帳印】をお持ちください。
- 2 今回はじめて申請される方
通帳と印鑑【通帳印】をお持ちください。

※JAで購入された**肥料の実績「取引明細書」**は、各支所・事業所等で準備できますので、改めて提出する必要はありません。

この件についての問い合わせ先

申請に必要な書類・取り組みの詳細は
JA高知県各地区 営農経済センターまで